

## ◎介護・障害福祉従事者の人材確保の

### ための介護・障害福祉従事者の処遇

#### 改善に関する法律

(平成二六年六月二七日法律第九七号) (衆)

#### 一、提案理由(平成二六年五月二〇日・衆議院本会議)

○後藤茂之君 たいだいま議題となりました介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、介護または障害福祉に関するサービスを担うすぐれた人材の確保を図るため、平成二十七年四月一日までに、介護・障害福祉従事者の賃金水準等を勘案し、介護・障害福祉従事者の賃金を初めとする処遇の改善に資するための施策のあり方についてその財源の確保も含め検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするものであります。

本案は、去る五月十六日の厚生労働委員会において、全会一

介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律

致をもつて委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

#### 二、参議院厚生労働委員長報告(平成二六年六月二〇日)

○石井みどり君 たいだいま議題となりました四法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案は、平成二十七年四月一日までに、介護・障害福祉従事者の賃金を始めとする処遇の改善に資するための施策の在り方について、その財源の確保も含め検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じようとするものであります。

……………(略)……………

委員会におきましては、四法律案を一括して議題とし、提出者である衆議院厚生労働委員長後藤茂之君より趣旨説明を聴取した後、介護・障害福祉従事者の処遇改善のための具体的な方策、政府が一体となってアレルギー疾患対策を実施する必要性、政府が策定する医療機器の研究開発及び普及の促進に関する基

本計画に国民の責務、役割を定める必要性、過労死等の防止対策に係る立法の意義と今後の政府の取組等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案、アレルギー疾患対策基本法案及び過労死等防止対策推進法案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定し、国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、四法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年六月一九日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、介護・障害福祉従事者の処遇の改善に資するための施策については、賃金の改善はもとより、キャリアパスの確立、労働環境の改善、人材の参入及び定着の促進等、人材確保のために有効な措置を含め、幅広く検討すること。
- 二、介護・障害福祉従事者の賃金水準を検討するに当たっては、

その処遇及び労働環境等について、正確な実態把握に努めること。

三、今後増大する介護の需要に対応するに当たっては、介護従事者の安定的な人数の確保と併せて、人材の質の確保に努めること。

右決議する。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。